

令和4年5月31日公表

畜産物流通調査 令和3年食鳥流通統計調査結果

— 肉用若鶏の処理羽数及び処理重量は、前年に比べそれぞれ1.1%、2.4%増加 —

【調査結果の概要】

1 肉用若鶏（ふ化後3か月齢未満）

肉用若鶏の全国の処理羽数は7億3,290万1千羽、処理重量は221万6,307 tで、前年に比べそれぞれ1.1%、2.4%増加した。

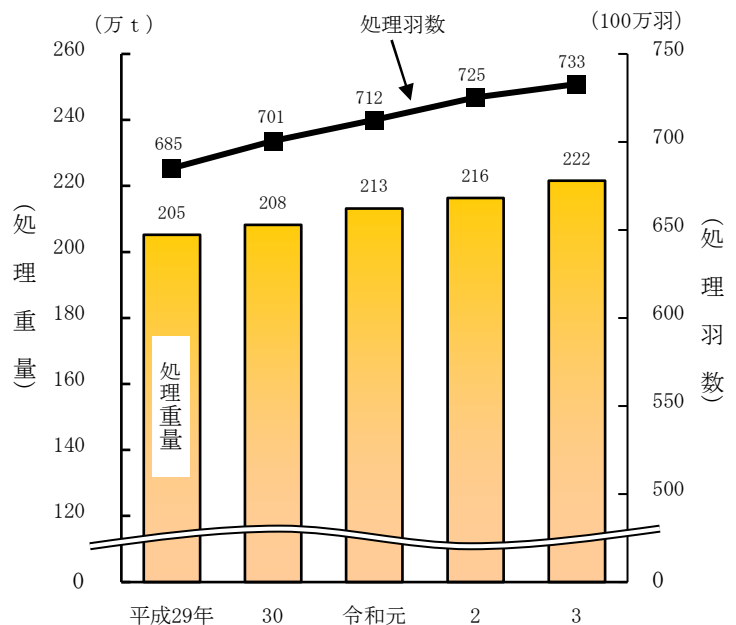
2 廃鶏

廃鶏の全国の処理羽数は7,855万5千羽、処理重量は13万7,033 tで、前年に比べそれぞれ10.2%、9.4%減少した。

3 その他の肉用鶏（ふ化後3か月齢以上）

その他の肉用鶏の全国の処理羽数は434万4千羽、処理重量は1万4,280 tで、前年に比べそれぞれ15.6%、15.0%減少した。

図 肉用若鶏の処理羽数及び処理重量の推移（全国）



【統計表】

食鳥の種類別の処理量（全国）（令和3年）

食鳥の種類	処理量（生体）		対前年比	
	羽数	重量	羽数	重量
	千羽	t	%	%
肉用若鶏	732,901	2,216,307	101.1	102.4
廃鶏	78,555	137,033	89.8	90.6
その他の肉用鶏	4,344	14,280	84.4	85.0

注：「処理羽数」及び「処理重量」は、食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。

なお、調査対象は年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場である。

◎ 調査結果の主な利活用

「食料・農業・農村基本計画」における「鶏肉」の「生産努力目標」の策定及び達成状況の検証に利用されている。

◎ 累年データ

食鳥の処理羽数及び処理重量

年次	肉用若鶏				廃鶏	
	処理羽数		処理重量		処理羽数	
	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場
	千羽	千羽	t	t	千羽	千羽
平成24年	649,629 1)	645,064	1,889,158 1)	1,875,212	90,656 1)	80,841
25	653,999 1)	651,303	1,905,255 1)	1,896,920	86,227 1)	77,112
26	661,030 1)	658,483	1,946,449 1)	1,938,606	87,359 1)	79,141
27	…	666,859	…	1,973,461	…	78,112
28	…	677,332	…	2,009,269	…	80,984
29	…	685,105	…	2,052,065	…	81,432
30	…	700,571	…	2,082,914	…	84,604
令和元	…	712,493	…	2,131,953	…	84,523
2	…	725,190	…	2,163,628	…	87,503
3	…	732,901	…	2,216,307	…	78,555

年次	廃鶏（続き）		その他の肉用鶏			
	処理重量		処理羽数		処理重量	
	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場
	t	t	千羽	千羽	t	t
平成24年	159,691 1)	141,869	8,231 1)	6,255	26,021 1)	20,268
25	147,056 1)	130,461	8,410 1)	6,398	26,335 1)	20,482
26	155,219 1)	139,990	8,365 1)	6,196	26,517 1)	20,088
27	…	138,809	…	6,090	…	19,704
28	…	143,051	…	6,060	…	19,585
29	…	143,597	…	5,943	…	19,237
30	…	147,819	…	5,814	…	18,852
令和元	…	147,738	…	5,572	…	18,195
2	…	151,220	…	5,147	…	16,802
3	…	137,033	…	4,344	…	14,280

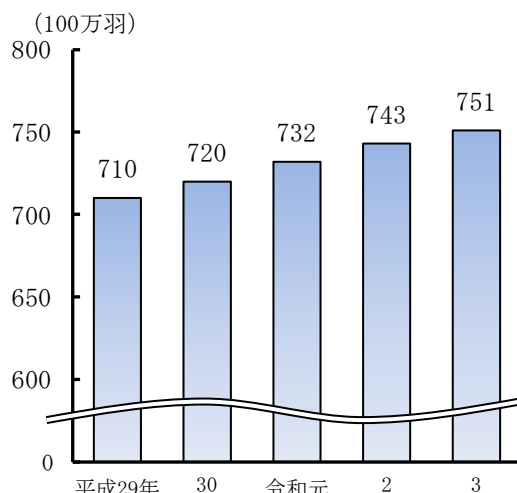
資料：農林水産省統計部「畜産物流通調査 食鳥流通統計調査」

注：平成27年調査から、調査の対象を全ての食鳥処理場から年間の食鳥処理羽数30万羽を超える処理場に変更した。

1) は、年間の食鳥処理羽数30万羽を超える食鳥処理場を対象に集計した結果である。

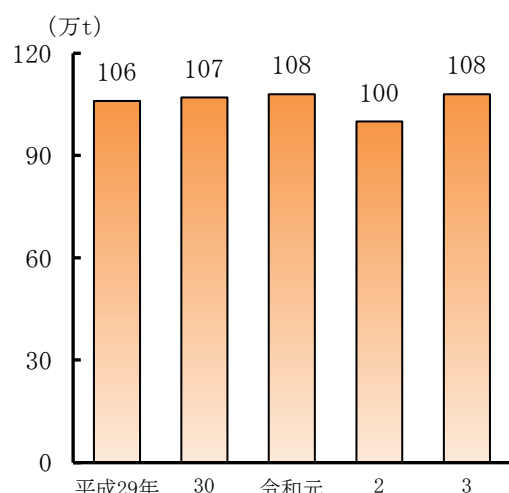
◎ 関連データ

1 ブロイラー用ひなえ付け羽数（全国）



資料：（一社）日本種鶏孵卵協会「鶏ひなふ化羽数データ収集調査」

2 鶏肉等の輸入量



資料：農林水産省「農林水産物輸出入概況」
注：鶏肉等は、鶏肉及び鶏肉調製品の合算である。

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、食鳥処理場における処理量を明らかにし、肉用若鶏等に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

(1) 調査の範囲

食鳥処理場

(2) 調査対象者の選定

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場（厚生労働省が毎年公表している「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の「食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）」の食鳥処理場）を全て選定する。

(3) 調査対象者数

令和3年の調査対象者数は130処理場（有効回答率100%、うちオンライン25.4%）である。

3 調査事項

(1) 食鳥の種類

肉用若鶏、廃鶏及びその他の肉用鶏

(2) 調査事項

生体の処理羽数及び処理重量

4 調査期間

令和3年1月から12月までの1年間を調査対象期間とした。

5 調査方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、オンライン又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が、面接聞き取り、関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、調査員による面接、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施した。

6 集計方法

処理羽数及び処理重量は、食鳥処理場ごとの調査結果の積上げにより算出している。

7 実績精度

本調査において、年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場を対象としていることから、実績精度は算出していない。

8 用語の解説

(1) 肉用若鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」（平成5年3月10日付け5畜A第435号農林水産省畜産局長通知）に規定する「若どり」）をいう。

(2) 廃鶏とは、採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。

(3) その他の肉用鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。

〔 一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月未満のも
のは肉用若鶏として扱っている。
なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等がある。〕

(4) 処理量（生体）とは、食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。

なお、食鳥処理場が生体重量を把握していない場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。

9 利用上の注意

- (1) 「…」は事実不詳又は調査を欠くもの。
- (2) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和3年食鳥流通統計調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

10 その他

この資料を含めた畜産物流通調査の数値はホームページに掲載（令和4年7月予定）するとともに、その後刊行する『令和3年 畜産物流通統計』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」・「農畜産物卸売市場」、品目別分類「畜産（市場・流通）」の「畜産物流通調査」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/index.html#y1 】

【関連リンク】

畜産関係ページ：農林水産省＞組織別から探す＞畜産局＞畜産

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/in/index.html>

畜産統計調査

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/index.html>

農林水産物輸出入情報・概況

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/index.html>

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 消費統計室

流通動向第2班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3710

（直通）03-3502-5947

F A X： 03-3502-3634

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3589

（直通）03-6744-2037

F A X： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口

(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>